

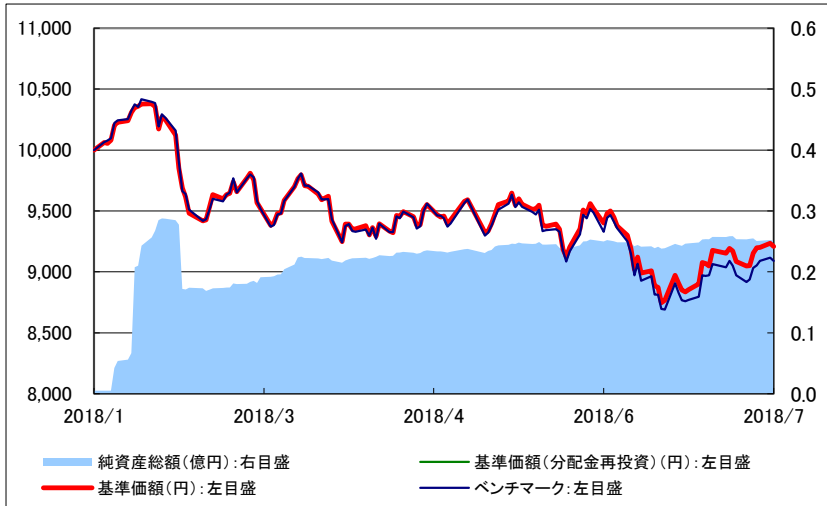
i-SMT 新興国株式インデックス(ノーロード)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

当初設定日 : 2018年1月12日

作成基準日 : 2018年7月31日

基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ※ ベンチマークは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)です。当初設定日を10,000として指数化しています。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	9,208 円	+ 440 円
純資産総額	0.25 億円	+ 0.01 億円

期間別騰落率

	ファンド	ベンチマーク	差
1か月	5.02%	4.59%	0.43%
3か月	-2.31%	-3.29%	0.98%
6か月	-9.47%	-10.84%	1.37%
1年	-	-	-
3年	-	-	-
設定来	-7.92%	-9.11%	1.19%

- ※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。
 「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。
 同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 0 円

決算期	2018年10月	2019年10月	2020年10月
分配金	- 円	- 円	- 円

- ※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

i-SMT 新興国株式インデックス(ノーロード)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

当初設定日 : 2018年1月12日

作成基準日 : 2018年7月31日

資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。株式には投資信託等を含みます。

資産内容

株式	97.56%
株式先物取引	2.41%
短期金融資産等	0.03%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

組入上位10カ国・地域

	国・地域	比率
1	ケイマン島	16.40%
2	韓国	13.71%
3	台湾	11.35%
4	中国	9.83%
5	インド	8.80%
6	南アフリカ	6.45%
7	ブラジル	6.37%
8	香港	3.44%
9	ロシア	3.37%
10	メキシコ	3.08%

※ 対純資産総額比です。

組入上位10通貨

	通貨	比率
1	香港ドル	22.25%
2	韓国ウォン	13.71%
3	米国ドル	11.83%
4	台湾ドル	11.52%
5	インド・ルピー	8.80%
6	南アフリカ・ランド	6.56%
7	ブラジル・レアル	6.37%
8	メキシコ・ペソ	3.08%
9	マレーシア・リンギット	2.35%
10	タイ・バーツ	2.23%

※ 対純資産総額比です。

※ マザーファンドを通じ、新興国の企業が米ドル建て等で発行する証券(預託証券(DR))にも投資します。したがって、通貨構成比は国・地域別構成比と異なることがあります。

組入上位10業種

	業種	ファンド	ベンチマーク
1	銀行	17.17%	17.09%
2	ソフトウェア・サービス	13.87%	13.68%
3	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.00%	8.02%
4	素材	7.78%	7.84%
5	エネルギー	7.43%	7.47%
6	半導体・半導体製造装置	5.55%	5.62%
7	電気通信サービス	4.31%	4.28%
8	保険	3.59%	3.62%
9	食品・飲料・タバコ	3.58%	3.62%
10	資本財	3.54%	3.52%

※ 対現物株式構成比です。

※ 業種はGICS分類(産業グループ)によるものです。GICSに関する知的所有権等はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

組入上位10銘柄

	銘柄	国・地域	比率
1	TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン島	4.86%
2	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	ケイマン島	3.90%
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	3.66%
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	3.60%
5	NASPERS LTD-N SHS	南アフリカ	2.01%
6	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	1.58%
7	BAIDU INC - SPON ADR	ケイマン島	1.26%
8	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	香港	1.01%
9	IND&COMM BK OF CHINA-H	中国	0.96%
10	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	0.90%

※ 対純資産総額比です。

組入銘柄数 : 940

市場動向

新興国株式市場は、まちまちの展開となりました。

香港株式市場の中国株は、下落しました。米中貿易摩擦が中国の景気減速要因となるとの懸念が強まり下落しましたが、中国政府による景気支援策への期待が高まり月末にかけて値を戻す展開となりました。韓国株式市場は、北朝鮮の非核化に向けたプロセスに不透明感が強まったことや、韓国政府が2018年の実質GDP(国内総生産)成長率見通しを引き下げたことから下落しました。ブラジル株式市場は、ブラジル・レアル安の進行が一服したことや、鉄鉱石などの資源価格が底堅く推移したことを受けて反発しました。インド株式市場は、主要企業の好決算を受けて業績改善期待が強まったことに加え、GST(物品・サービス税)の税率が一部の品目で引き下げられたことなどから過去最高値圏まで上昇しました。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

i-SMT 新興国株式インデックス(ノーロード)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

当初設定日 : 2018年1月12日

作成基準日 : 2018年7月31日

ファンドの特色

1. 金融商品取引所等に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。
2. MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。
3. ノーロードファンドです。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

【株価変動リスク】

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【為替変動リスク】

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【カントリーリスク】

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

【流動性リスク】

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

i-SMT 新興国株式インデックス(ノーロード)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

当初設定日 : 2018年1月12日

作成基準日 : 2018年7月31日

お申込みメモ

- 購入単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入価額 … 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
- 換金単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 換金価額 … 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
- 換金代金 … 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- 申込締切時間 … 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
- 購入・換金 … 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。
申込受付不可日
ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
香港証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日
香港の銀行休業日
- 換金制限 … ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入・換金申込受付中止及び取消し … 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
- 信託期間 … 無期限(2018年1月12日設定)
- 繰上償還 … 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合
- 決算日 … 毎年10月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 収益分配 … 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
- 課税関係 … 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
ファンドは2018年1月以降、非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度の適用対象となります。なお、ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

ありません。

■ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して**年率0.3564%(税抜0.33%)**

■ その他の費用・手数料

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

